

富山県復旧・復興ロードマップの主な変更点



資料2

○被災者支援等の延長

- ・住宅の応急修理完了期限の延長（一部市町村、R7.10→R8.10）
- ・宅地液状化防止対策加速化事業の創設（R7.9）
- ・不動産取得税の災害減免制度の対象期間延長（2年→3年）
- ・生活再建支援金（基礎支援金）の申請期間延長（一部市町村、R8.1→R9.1）
- ・義援金受付期間の延長（R7.12→R9.3）
- ・なりわい再建支援補助金の継続（～R8年度）

○事業の進捗等に合わせた見直し

- ・道路・河川の復旧について、R9年度以降も継続へ変更
- ・漁港・共同利用施設等の復旧について、R9年度以降も継続へ変更

「令和6年能登半島地震災害義援金（富山県被災者支援分）」の受付について

県では、令和6年1月1日に発生した能登半島地震災害の県内被災者を支援するため、1月5日より以下のとおり義援金の受付を開始いたします。なお、お寄せいただいた義援金は、各受付機関を通じて、全額、富山県へ送金されます。

3.受付期間

令和6年1月5日（金曜日）～令和9年3月31日（水曜日）



「地下水位低下工法」の実証実験